

◎佐賀県条例第9号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料の徴収) <b>第8条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。				(手数料の徴収) <b>第8条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。			
納付義務者	手数料		納付時期	納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額			名称	額	
1～3 略				1～3 略			
4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>17,900</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき	4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>18,200</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき
5 略				5 略			
2・3 略				2・3 略			
(手数料の減免) <b>第9条</b> 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、次の表の左欄に掲げ				(手数料の減免) <b>第9条</b> 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、次の表の左欄に掲げ			

改正前		改正後	
<p>る等級の技能検定試験を受験する者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。</p>		<p>る等級の技能検定試験を受験する者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。</p>	
等級	額	等級	額
略		略	
2級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 35歳未満の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等（県外施設訓練生等にあつては、県内に住所を有する者に限る。） <u>15,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 35歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 <u>15,000円</u></p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 <u>15,000円</u></p> <p>(イ) 略</p>	2級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 35歳未満の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等（県外施設訓練生等にあつては、県内に住所を有する者に限る。） <u>15,300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 35歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 <u>15,300円</u></p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 <u>15,300円</u></p> <p>(イ) 略</p>
3級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額	3級	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

改正前	改正後
<p>(1) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等 <u>15,000円</u></p> <p>イ アに掲げる者以外の者 9,000円</p> <p>(2) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 <u>15,000円</u></p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 <u>15,000円</u></p> <p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 略</p> <p>b aに掲げる者以外の者 <u>6,000円</u></p> <p>略</p>	<p>(1) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内施設訓練生等 <u>15,300円</u></p> <p>イ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 <u>15,300円</u></p> <p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 県内において職に就いている者 <u>15,300円</u></p> <p>b aに掲げる者以外の者 <u>15,100円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外の者 9,000円</p> <p>(2) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 <u>15,300円</u></p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 <u>15,300円</u></p> <p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 略</p> <p>b aに掲げる者以外の者 <u>6,100円</u></p> <p>略</p>
2 略	2 略

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。